

多摩市地域福祉計画（素案）パブリックコメント実施結果

■実施期間 令和元年12月16日(月)～令和2年1月10(金)
 ■意見提出件数 3人(3件)

No.	該当箇所	意見内容	市の考え方
1	包括的な相談支援の推進	<p>市が社協に委託して行っている「地域福祉推進委員会」があるにもかかわらず、新たに市の「福祉委員会」を発足する必要があるのかわからない。</p> <p>理由：1 現在でも委員会同士の連携が取れていないのにさらに委員会が増えると混乱する可能性がある。 理由：2 行政内で「横の連携を取る」と言っているが現在の縦割りの中では難しいと思う。 ・委員会が発足された場合 1. それぞれの委員会の中で、役割分担を決めないと業務が分断される可能性がある。 2. 今までに社協の委員会で行ってきたことを踏まえたくうえで発足するのであれば、新しくやる意味が出てくる。 3. 高齢者・障がい者・子育て支援等今まで個別になってたものを是非まとめて地域の問題として取り上げて欲しい。</p>	<p>地域福祉推進委員会は市が多摩市社会福祉協議会に委託している事業ではなく、多摩市社会福祉協議会の事業として、市内10のエリアで、地域内の団体間で連携・協力、情報交換、共有のためのネットワーク(仕組み)を住民の皆さんと一緒に作っているものです。</p> <p>ご指摘のとおり、(仮称)地域委員会は、既に発足している地域福祉推進委員会との整合に留意していく必要があります。</p> <p>そのため、(仮称)地域委員会では、地域の様々な生活課題を検討できる組織となるようにするとともに、(仮称)地域担当職員(市職員)を配置してコーディネートしていく予定です。更には、現役世代の参画を促進できる仕組みをつくり、これまでの担い手・支え手とともに多世代間での検討により、現在ある地域生活課題の解決の手法を検討する場としていきます。</p>
2	権利擁護の推進	<p>高齢者が増えていく中で、特に③と④に出てくるアウトリーチと地域ケア会議に重点をおいてほしいと思います。 このページの中に地域包括支援センターが登場しておりませんがもっと周知してほしいと思います。</p>	<p>アウトリーチも含めた相談体制により、相談機能の更なる充実を図っていきます。また、地域ケア会議やケースカンファレンスなど既存の会議体を活用し、成年後見ニーズ見極め、後見等候補者検討の場の設置を行っていきます。</p> <p>ご指摘のとおり、権利擁護において、地域包括支援センターは非常に重要な機関です。しかし、権利擁護の対象は高齢者のみならず、子どもや障がい者等も含み、多数の機関の役割が重要となるため、周知を目的として個別に列挙することはいたしません。施策1-1 ①等の取り組みにおいて各機関の周知を行ってまいります。</p>
3	権利擁護の推進	<p>2 // 「施策1-4 権利擁護」の推進を下記のように修正することを提案します。 **の間が修正した部分。見やすくするため改行してあります。</p> <p>施策1-4 権利擁護の推進 誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を送ることができる地域づくりを目指し、適切な権利擁護支援や成年後見制度を利用できる体制の構築を目指します。市では、 *広域で5市に共通する課題に取り組む中核機関としての「多摩南部成年後見センター」と身近な地域の相談支援を行う中核機関としての「市社協権利擁護センター」等に機能を分散し、成年後見制度の利用促進を推進していくため、* 構成5市 共通の計画として「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、また、市の実情に応じた計画として、「多摩市成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に位置付け一体的に策定しました。多摩南部成年後見センターと市のそれぞれの役割を組み合わせ、利用者がより良いメリットを実感できるよう、権利擁護の推進を図ります。</p> <p>5モニタリング ○ 後見にならなかった対象者に対し、将来を見据えたモニタリングを実施していきます。また、市社協権利擁護センターにおいて、個々の状況を把握し、地域包括支援センター *や障害者相談支援事業所* 等への情報提供を行いながらモニタリングしていく体制を整備していきます。</p> <p>6後見等候補者検討の場の設置 ○ 地域ケア会議・ケースカンファレンスなど既存の会議体を活用し、ふさわしい候補者の推薦をする場を設置します。 *成年後見制度利用後も、利用者及び家族、後見人等の相談支援を行います*。 良かった点 ●障害者の親の中には、「成年後見利用促進」という言葉から、使いたくもない成年後見制度を無理矢理勧められるのではないかと心配する方もいるぐらいです。多摩市地域福祉計画(素案)の施策1-4の中では「成年後見利用促進」という言葉を使わずに、「権利擁護の推進」としことはとても良かったと思います。他市も多摩市を手本として頂きたいぐらいです。 ●市民説明会を行ったこと。</p>	<p>2 施策1-4の前段部分について、ご提案頂いた**の記載についての趣旨を反映します。この事により、中核機関について多摩南部成年後見センターだけでなく、身近な地域の中核機関について具体的なイメージが提供できると考えます。</p> <p>5 モニタリングについては、成年後見制度の利用対象者が高齢者のみならず、子どもや障がい者等も対象となることから、「地域包括支援センターや、障がい者地域活動支援センター等関係機関への情報提供を行い・・・」に修正を致します。</p> <p>6 「*成年後見制度利用開始後も、利用者及び家族、後見人等の相談支援を行います*」については、継続して支援体制を構築することが主旨と思われるため、5の「・・・モニタリングしていく体制を整備し、*成年後見制度利用後も、利用者及び家族、後見人等の相談支援を行います*」と追記を致します。</p>